

要指導医薬品及び一般用医薬品（OTC）の販売制度に関する事項

項目	要指導医薬品	第1類医薬品	指定第2類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
定義及び説明	新医薬品等で、安全性に関する調査期間中の医薬品、毒薬及び劇薬のうち厚生労働大臣が指定する医薬品	特にリスクの高い医薬品	リスクが比較的高く、特に注意を要する医薬品	リスクが比較的高い医薬品	リスクが比較的低い医薬品
表示	要指導医薬品	第1類医薬品	第②類医薬品	第2類医薬品	第3類医薬品
対応する専門家	薬剤師	薬剤師又は登録販売者			
情報提供	義務（書面等で）	努力義務			規定なし
陳列方法	薬剤師が対面で情報提供するため、お客様が直接手に取れない場所への陳列となります。ご希望のお客様はスタッフにお申し付け下さい。また、専門家が不在の場合は、医薬品売場を閉鎖します（閉鎖時には販売できません）。	情報提供しやすいよう、専門家が在席するカウンター等から7m以内に陳列します。		区分ごとに分けて陳列をします。	